
公立病院における 改正個人情報保護法の実務対応

～規律移行法人としての個人情報保護法遵守～



講師略歴

弁護士 水町雅子（みずまちなまさこ）

<http://www.miyauchi-law.com> メール→osg@miyauchi-law.com

- ◆ 東京大学教養学部関連社会科学卒業
- ◆ みずほ情報総研入社
ITシステム設計・開発・運用、事業企画等業務に従事
- ◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（法科大学院）修了
- ◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録
- ◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐
マイナンバー制度立案（特にマイナンバー立法作業、情報保護評価立案）に従事
- ◆ 特定個人情報保護委員会上席政策調査員
マイナンバー制度における個人情報保護業務（特にガイドライン、特定個人情報保護評価）に従事
- ◆ 首相官邸IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」参考人
個人情報保護改正検討
- ◆ 宮内・水町IT法律事務所（旧、五番町法律事務所）共同設立、現在にいたる

その他、地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会委員等を務める。

マイナンバー・個人情報に関する著書・論文・講演・TV出演・新聞取材等多数。

金融法務事情No.2046「改正個人情報保護法と金融機関の実務対応」、労政時報3915号「実務に役立つ法律講座（23）個人情報」

NBLNo.947「ライフログにおける法的問題」等多数

引用部分以外 COPYRIGHT © 弁護士水町雅子 ALL RIGHTS RESERVED.（無断転用等禁止）

AGENDA

- **個人情報保護法・倫理指針をめぐる最近の動き**
 - 令和3年個人情報保護法改正
 - 学術研究への個人情報保護法適用 & 倫理指針改訂によるオプトアウト研究
 - 公立病院の特殊性
 - 規律移行法人とは（民間みなし）
- **診療時に気を付けるべき個人情報をめぐるルール**
 - 自院内／他院からの取得／他院への提供／家族等／患者からの請求
- **研究時に気を付けるべき個人情報をめぐるルール**
 - 自院既存情報／自院＋他院既存情報
- **個人情報とは何か／次世代医療基盤法**
- **まとめ／資料**



個人情報保護法・倫理指針をめぐる最近の動き

令和3年個人情報保護法改正

2022年度まで

- **官民で個人情報の法律・規制が異なっていた**
 - 公立病院と国立病院と私立病院では、個人情報の法律・規制・個人情報の定義も異なっていた
 - 公立大学と国立大学と私立大学も同様に、異なっていた。
 - 官民のルールの相違で、官民をまたぐデータ利活用が阻害されているといった声も少しあった
- **「個人情報2000個問題」**
 - 特に、地方公共団体は、個別に個人情報保護条例を定めており、地方公共団体の数だけ条例があり、ほぼ似ているものの、個人情報の定義も微妙に異なり、規制も微妙に異なっていた。
 - 地方公共団体が1700強、特別地方公共団体もあることから、2000個問題とも呼ばれていた。

2023年度から

- **官民ともに個人情報保護法が適用に**
 - とはいえ、行政機関や独立行政法人等は基本的にはこれまでの規制内容と変わらない
(民間に対する規制強化である2020年改正内容を踏まえた規制強化等は存在するが)
 - 地方公共団体については、**個人情報保護条例が基本的には廃止**され(施行条例化され)、全国一律で行政機関と同等の規制に。
- **医療・学術分野の規制統一化(民間みなし)**
 - **医療・学術分野については、国公立であっても、民間と同等の個人情報に対する規制に**
 - **ただ、国公立の医療・学術分野は、一部公的機関規制が残る部分もあり、複雑な規制下に置かれる**

学術研究への個人情報保護法適用 & 倫理指針改訂によるオプトアウト研究

学術研究への個人情報保護法適用

- これまで、**学術研究・報道・著述・宗教・政治**は個人情報保護法が適用除外されていたが、**学術研究のみR4.4.1から適用に（その他の報道等は適用除外のまま）**
∴個人情報保護法が適用除外されることで、**GDPRの十分性認定**の効力が及ばず、**EU-日本間のデータ移転に悪影響**
「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」14ページ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinijyoho_hogo/pdf/r0212saisyuhoukoku.pdf
- 学術研究に支障が出にくいように、**通常の民間事業者に対する規制よりは弱い規制に（次ページ以下参照）**

倫理指針改訂によるオプトアウト研究

- 倫理指針改訂により、「学術研究機関等」（大学その他の学術研究を目的とする機関等）に該当しない市中病院でオプトアウトによる研究が不可能になり得る事態も
 - Twitter等で批判され、個人情報保護委員会Q&A・倫理指針ガイダンスにて、オプトアウト研究が可能なように事後対応がなされた
- 同意を取得するための**時間的余裕や費用等**に照らし、本人の同意を得ることにより当該研究遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等は、**市中病院もオプトアウト研究可**に

詳細→https://www.miyauchi-law.com/f/221105optout_research.pdf

公立病院の特殊性

1. 適用法

- 国公立・私立問わず、「個人情報保護法」が適用になる
- 公立の場合は、「個人情報保護法」＋「個人情報保護法施行条例」が適用に
「個人情報保護条例」が原則廃止され「個人情報保護法施行条例」になり、自治体独自ルールは極めて少ないか、ない状態に

2. 適用ルール

- 「個人情報保護法」に一元化されたとはいえ、
①民間向けルール、②民間みなしされる規律移行法人向けルール、③公的機関向けルールに大別され、
ルール自体は①②③で異なる
- 医療・学術分野は、国公立でも③公的機関向けルールではなく、①に近い②民間みなしされる規律移行法人向けルールに
- もっとも、保険者や自治体健診は別で、**社保なら①民間向けルール、
市町村国保・後期高齢・自治体健診は②ではなく③公的機関向けルール**

3. 学術研究を行う場合の対応

- 「**学術研究機関等**」（大学その他の学術研究を目的とする機関等）が登場する場合と、登場しない場合とで、ルールが異なる
- 個人情報保護法（＋個人情報保護法施行条例）だけではなく、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する**倫理指針**」も遵守
引用部分以外 COPYRIGHT © 弁護士水町雅子 ALL RIGHTS RESERVED.（無断転用等禁止）

公立病院の特殊性 1. 適用法 2. 適用ルール

カテゴリ	2021年度まで	2022年度	2023年度以降
公立病院	A県立病院ならA県個人情報保護条例、 B市立病院ならB市個人情報保護条例を遵守		個人情報保護法 (②民間みなしされる規律移行法人向けルール) +個人情報保護法施行条例 (施行条例独自のルールは極めて少ないか、ない)
国立病院	独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法 (②民間みなしされる規律移行法人向けルール)	
私立病院	個人情報保護法 (①民間向けルール)		
市町村国保 ・ 後期高齢 ・ 自治体健診	市町村の定める個人情報保護条例		個人情報保護法 (③公的機関向けルール)
社保保険者 ・ 国保組合	個人情報保護法 (①民間向けルール)		

規律移行法人とは（民間みなし）

規律移行法人は国公立であるにもかかわらず、公的機関向けルールではなく、民間に近いルールとなる

業種別によると

- 大学等
 - 沖縄科学技術大学院大学学園、国立大学法人、大学共同利用機関法人、放送大学学園
 - 大学等の設置及び管理等を目的とする地方独立行政法人
 - 地方公共団体の機関のうち、大学
- 研究所等
 - 国立研究開発法人、福島国際研究教育機構
 - 試験研究を行うこと等を主たる目的とする地方独立行政法人
- 病院等
 - 国立研究開発法人、国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構
 - 病院事業の経営を目的とする地方独立行政法人
 - 地方公共団体の機関のうち、病院・診療所
 - 独立行政法人労働者健康安全機構による病院の運営

組織別によると

- 独立行政法人等のうち、「別表第二に掲げる法人」（58条1項1号）
 - 沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園、（個人情報保護法58条1項1号・別表第二）
- 地方独立行政法人のうち、
 - 試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの
 - 大学等の設置及び管理等を目的とするもの
 - 病院事業の経営を目的とするもの（58条1項2号）
- 地方公共団体の機関のうち、病院・診療所・大学（58条2項1号）
- 独立行政法人労働者健康安全機構による病院の運営（58条2項2号）



診療時に気を付けるべき個人情報をめぐるルール

個人情報取扱ルール

入手時のルール

◆ 利用目的の特定（17条1項）	何に使うかを明らかにします
◆ 利用目的の変更制限（17条2項）	利用目的はむやみには変更できません
◆ 利用目的の通知等（21条）	何に使うか本人がわかるようにします
◆ 適正取得（20条1項）	不正に取得してはいけません
◆ 要配慮個人情報の取得制限（20条2項）	取得できる場合に制限があります
◆ 取得時の確認・記録義務（30条）	適正な取得であることを確認し記録します

利用時のルール

◆ 目的外利用の制限（18条）	利用目的を超えた利用は制限されます
◆ 不適正利用の禁止（19条）	違法・不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはいけません

提供時のルール

◆ 提供の制限（27条・28条・31条）	提供できる場合に制限があります 28条外国、31条個人関連情報
◆ 提供時の記録義務（29条）	提供の記録をとり保存します

個人情報取扱ルール

管理時のルール

◆ 安全管理措置（23条）	安全に管理します
◆ 従業員の監督（24条）	従業員を監督します
◆ 委託先の監督（25条）	委託先を監督します
◆ 正確性確保の努力義務（22条）	個人データの正確性確保に努めます
◆ 消去の努力義務（22条）	個人データの遅滞ない消去に努めます
◆ 漏えい等の当局報告・本人通知（26条）	漏えい等したら当局報告・本人通知します

本人からのアクセスの保障

◆ 開示・訂正・利用停止請求（33~39条）	本人から請求があって法律の要件を満たせば開示・訂正・利用停止します
◆ 保有個人データに関する事項の公表等（32条）	本人がアクセスできるよう公表等します
◆ 苦情処理の努力義務（40条）	苦情処理に努めます

※このほかに、匿名加工情報（43~46条）・仮名加工情報（41・42条）のルールもあります
引用部分以外 COPYRIGHT © 弁護士水町雅子 ALL RIGHTS RESERVED.（無断転用等禁止）

個人情報保護法のポイント（利用目的）

利用目的

「こんな使われ方をするとは思わなかった！」という齟齬をなくすため、
個人情報を何に使うかをあらかじめ特定して（法17条1項）、本人に通知・公表等する（法21条・32条1項2号）

- ✓ ルールは上記（特定・通知・公表等）であって、その履践方法はいくつか考えられる
 - ✓ 方法① 院内掲示板に記載して掲示
（受付の近くに表示を行い、初診時に掲示について注意を促す、ガイダンスP31）
 - ✓ 方法② 病院HPのプライバシーポリシーにて公表
 - ✓ 方法③ 「診療」「保険事務」「病棟管理」目的に利用することは明らかなので通知・公表はせず（法21条4項4号により通知・公表・明示せずとも可。ガイダンスP25）、本人から利用目的に関する求めがあれば遅滞なく回答する（法32条1項2号）。
- ✓ 粒度は、何に使うのかについて一般人が合理的に想定できる程度とする必要がある
 - ✓ 「診療」などの粒度でよく、〇〇疾患の診療などとまで特定する必要はない
 - ✓ 細かく特定してもよいが、利用目的から外れた利用をすると「目的外利用」となり、同意その他の法律で求められる要件を満たす必要がある（→「研究」の章で解説）

個人情報保護法のポイント（提供）

第三者提供

法人内外の違いが重要。

同一法人内であれば、他科であっても「利用」であって「提供」ではない。

- ✓ 別法人であれば、系列病院でも「提供」に
- ✓ 同一法人であれば、物理的場所が離れていたり、病院名が異なっても「提供」ではない
- ✓ 国外提供は、さらに規制がかかる（法28条）

- ✓ 地方公共団体自体が運営する公立病院の場合
 - ✓ 法人としては、地方公共団体となる（A県、B市等）
 - ✓ 複雑な事例として、例えば地方公共団体の首庁部局保健医療部健康増進課と、首庁部局病院局との間だと、同一法人内（同一地方公共団体内）ではあるので、「提供」ではない。もっとも、前者は公的機関としてのルール、後者は規律移行法人としてのルールに服するので、それぞれの目的外利用規制を検討する必要がある。
 - ✓ さらに複雑な事例として、**同一地方公共団体内でも機関をまたぐと「提供」に該当する。**
- ✓ 詳細→ <https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2022/07/21/132228>

引用部分以外 COPYRIGHT © 弁護士水町雅子 ALL RIGHTS RESERVED.（無断転用等禁止）

個人情報保護法のポイント（取得）

要配慮個人情報の取得

医療情報（健康診断の結果含む）は、要配慮個人情報。

要配慮個人情報を取得できるのは、同意を得た場合のほか、人の生命・身体の保護に必要で同意困難な場合、公衆衛生向上に特に必要で同意困難な場合など、一定の場合に限定される。

- 目的外利用・第三者提供・要配慮個人情報の取得ができる場合は、ある程度共通化されている
 - **本人同意**がある（法18条1項・27条1項柱書・20条2項柱書）か
例）書面同意、アプリボタンタップ、口頭同意、黙示の同意
 - 人の**生命・身体・財産の保護に必要**で、**同意困難**（法18条3項2号・27条1項2号・20条2項2号）か
例）意識不明、本人同意が困難な中病状等を家族から聞き取る必要がある
 - **公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要**で、**同意困難**（法18条3項3号・27条1項3号・20条2項3号）か
例）児童虐待対応
 - **法令**に基づく場合（法18条3項1号・27条1項1号・20条2項1号）など
例）令状に基づき警察へ提供

事例で考える（自院内で診療情報を利用）

例① 問診結果、自院の当該診療科で当日検査した結果を診療目的で利用

- 「利用」に該当。「目的外利用」には該当せず「目的内利用」と考えられる。
- 利用目的が特定され、通知・公表等されていればよい。すなわち、13頁通りで良い。

例② 自院内だが、他科の診療録・検査結果を診療目的で利用 自院他科と患者診療内容を協議するため、情報共有

- 「提供」には該当せず「利用」に該当。「目的外利用」には該当せず「目的内利用」と考えられる。
- 利用目的が特定され、通知・公表等されていればよい。すなわち、13頁通りで良い。
- 他科の診療録・検査結果を閲覧できてよいかという問題は、「安全管理措置」としての問題となる（法23条）。
 - ✓ 個人データは、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
 - ✓ 誰でも必要性がないか乏しいのに、院内の様々な個人情報閲覧できるようになっていると、安全管理措置上問題。他方で、他科の個人情報閲覧する業務上の必要がある者のみ、閲覧できるようになっていて、アクセス制御・権限管理等が適正に行われていれば、安全管理措置上問題があるとは言えない。

事例で考える（他院からの情報提供を受けて診療）

例③ 他院から情報提供を受けて、自院で診療する

- 他院から個人情報を「取得」し、自院で「利用」することになる
 - ✓ 「目的外利用」には該当せず「目的内利用」と考えられる。
→利用目的が特定され、通知・公表等されていればよい。すなわち、13頁通りで良い。
 - ✓ 「取得」は「提供」の反対概念となり、他院側から見れば「提供」、自院側から見れば「取得」となる
→以下を遵守要。
- 適正に取得する必要がある、かつ要配慮個人情報の取得規制を満たす必要がある（法20条）
 - ✓ 患者が紹介状や検査結果を自ら持参した場合は、患者の黙示の同意に基づく患者からの取得となり（ガイドンスP33）、通常問題はない
 - ✓ 患者持参ではなく、病院間で情報授受があっても、患者に説明の上、患者同意があればよいが、基本的には記録要（本人に代わって他病院が提供していると評価できる場合は記録不要）
 - ✓ 患者同意がない場合は、通常は以下に限定される。もっとも、ガイドンスP33では提供元の他院が患者同意を得ているから一般に同意不要のように記載されているが、同意取得した方が良い。
 - ・ 人の生命・身体・財産保護のために必要で、同意困難
 - ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要で、同意困難
 - ・ 共同利用の手続（HP公表等）を経ている共同利用先からの取得

事例で考える（地域医療連携）

例④ 地域医療情報連携ネットワーク

■ 「地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について」

（令和2年3月31日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000621515.pdf>

- ✓ 地域医療情報連携ネットワークを通じて、現に受診中の患者に係る過去の診療情報等を他の医療機関に対して照会する場合には、提供元の医療機関が診療情報等を提供するために必要であることから、診療情報等を照会し取得することについて明示的に患者の同意を得る（個人情報保護法第17条第2項各号に掲げる場合を除く。）ことを、地域医療情報連携ネットワーク及びこれに参加する医療機関間の共通のルールとしていること
- ✓ 診療情報等の提供元となる医療機関において、あらかじめ、院内掲示等により診療情報等の利用目的を明示し、患者から留保の意思表示がないこと
- ✓ 診療情報等の提供先となる医療機関において、患者の受診時に、患者への医療の提供のために必要な範囲で、地域医療情報連携ネットワークにより、地域医療情報連携ネットワークに参加する他の医療機関から当該診療情報等を取得することについて、明示的に患者の同意を得たうえで照会し、提供を受けることにより、当該診療情報等の第三者提供について、患者の同意が得られたものと考えることができる
- ✓ ただし、当該方法による個人情報の提供は、患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要な範囲内に限られることに留意する

■ 個人情報保護法上は、患者同意のない「共同利用」でも構成可能だが...

事例で考える（他院への情報提供）

例⑤ 他院（患者）へ情報提供する

- 個人情報保護法上の「提供」に該当する
- 患者自身へ情報提供する場合
 - ✓ 本人への提供であって、「第三者」提供ではないので、通常問題はない
- 患者へではなく、病院間で情報授受がある場合
 - ✓ 患者に説明の上、患者同意があればよいが、基本的に記録要（最終的に本人に提供することを意図した上で、他院を介在して本人提供を行うと評価できれば記録不要だが難しい）
 - ✓ 患者の傷病の回復等を目的として、必要に応じて他の医療機関と連携を図ったり、当該傷病を専門とする他の医療機関の医師等に助言・指導等を求める場合もある。このように、患者の傷病の回復等、患者への医療の提供に必要であり、利用目的が特定・通知・公表等されている場合（※）で、患者から明示的な留保の意思表示がなければ、原則として患者の黙示の同意ありとガイダンス上では解釈（ガイダンスP48）。
 - ✓ もっとも、国民の個人情報への意識も向上しており、ガイダンス解釈に従わずに、明示の同意をとるか、以下の同意なく提供できる場合に該当した場合に限定したほうが良い。

事例で考える（他院への情報提供）

例⑤ 他院（患者）へ情報提供する

- 患者本人への提供でもなく、患者同意がない場合は、通常は以下に限定される
 - ・ 人の生命・身体・財産保護のために必要で、同意困難
 - ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要で、同意困難
 - ・ 共同利用の手続（HP公表等）を経ている共同利用先からの取得
- 患者本人に対する提供や患者同意のない提供の場合は、必ずしも記録をつける必要はないが、患者同意に基づいて他院に提供する場合は、基本的に記録をつけて保存する必要がある（法30条）。

（※）利用目的の例（ガイダンスP49）

- ・ 患者への医療の提供のため、他の医療機関等との連携を図ること
- ・ 患者への医療の提供のため、外部の医師等の意見・助言を求めること
- ・ 患者への医療の提供のため、他の医療機関等からの照会があった場合にこれに応じること

事例で考える（他院への情報提供）

例⑤ （※）利用目的の例（ガイダンスP86・49）

【患者への医療の提供に必要な利用目的】

〔医療機関等の内部での利用に係る事例〕

- ・ 当該医療機関等が患者等に提供する医療サービス
- ・ 医療保険事務
- ・ 患者に係る医療機関等の管理運営業務のうち、
 - －入退院等の病棟管理
 - －会計・経理
 - －医療事故等の報告
 - －当該患者の医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ・ 当該医療機関等が患者等に提供する医療サービスのうち、
 - －他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - －他の医療機関等からの照会への回答
 - －患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への病状説明
- ・ 医療保険事務のうち、
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出（適切な保険者への請求を含む。）
 - －審査支払機関又は保険者への照会
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答

- ・ 事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知
- ・ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔医療機関等の内部での利用に係る事例〕

- ・ 医療機関等の管理運営業務のうち、
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －医療機関等の内部において行われる学生の実習への協力
 - －**医療機関等の内部において行われる観察研究や症例報告**

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ・ 医療機関等の管理運営業務のうち、
 - －外部監査機関への情報提供

なお、院内掲示等においては、

(ア)患者は、医療機関等が示す利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう医療機関等に求めることができること。

(イ)患者が、(ア)の意思表示を行わない場合は、公表された利用目的について患者の同意が得られたものとする。 21

(ウ)同意及び留保は、その後、患者からの申出により、いつでも変更することが可能であること。

をあわせて掲示するものとする。

事例で考える（家族等への情報提供）

例⑥ 患者の家族・友人に病状説明等する

- 「提供」に該当する。
- 患者同意を得れば問題ないが、基本的に記録要（本人と一体と評価できる関係にある者と評価できれば記録不要だが難しい）。
 - ✓ 患者の明確な同意があれば、家族でなくても、病状説明等可能
- 患者の明確な同意がない場合
 - ✓ 患者本人と家族や教職員（患者が児童・生徒の場合）等が同席し、同時に説明する場合は、ガイダンスP50によれば、患者本人の同意が得られたものと考えられるとされている。
 - ✓ もっとも、国民の個人情報への意識も向上しており、ガイダンス解釈に従わずに、明示の同意をとる（家族はまずは廊下で待機してもらい、患者の真の同意が確認できた場合に家族に入室してもらう等）か、以下の同意なく提供できる場合に該当した場合に限定したほうが良い。

事例で考える（家族等への情報提供）

例⑥ 患者の家族・友人に病状説明等する

■ 患者同意がなくても可能な場合

- ✓ 人の生命・身体・財産保護のために必要で、同意困難
- ✓ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要で、同意困難
- ✓ 共同利用の手続（HP公表等）を経ている共同利用先への提供

■ 具体例

- ✓ 小さい子供の患者の病状を、親権者に説明する場合
- ✓ 大規模災害等で非常に多数の傷病者が搬送され、本人同意を得るための作業が著しく不合理な場合（ガイドンスP46）
- ✓ 意識不明の患者や、重度の認知症患者の病状を家族に説明するのは、「人の生命・身体の保護のために必要で同意困難」に該当すると考えられるので、可能。意識回復後速やかに本人に提供した個人情報の内容と相手を説明（ガイドンスP24）

事例で考える（他社からの情報聴取）

例⑦ 他者から患者の病状等を聞き取る

- 「取得」に該当するので、適正に取得する必要がある、かつ要配慮個人情報の取得規制を満たす必要有（法20条）
- 以下は同意なく可能（ガイダンスP34）
 - ✓ 意識不明患者、重度の認知症患者の病歴等を家族等から聞き取る
 - ✓ 患者以外から聞き取ることが、人の生命・身体・財産保護のために必要で、患者同意が困難な場合
 - ✓ 児童虐待事案等で、学校・児童相談所等から聞き取る場合（公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要で、同意困難に該当）
 - ✓ 共同利用の手続（HP公表等）を経ている訪問看護ステーション等の共同利用先からの取得

事例で考える（健診・検査）

例⑧ 健診結果を委託元である事業者提供する

- ガイダンスP50では、**本人の同意**が得られていると考えられると記載されているが、根拠が不明。
- 本人同意というよりも、労働安全衛生法上の義務である健康診断については、**法令に基づく場合に該当し**、本人同意なくとも提供・取得ともに可能（「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」第3の5（2））
 - ✓ 企業→医療機関：健康診断又は面接指導の実施に必要な労働者の個人情報を提供可
 - ✓ 医療機関→企業：委託元である企業に対して労働者の健康診断又は面接指導の結果を報告（提供）可

例⑨ 検査業務を外部事業者に委託する

- **委託に伴うものであり、同意なく**個人情報の授受可能（ガイダンスP50）

事例で考える（研修・研鑽）

例⑩ 職員研修・研鑽のために患者個人情報を利用

- 同一法人内であれば、提供に該当せず、利用に該当する。
- 研修・研鑽といった利用目的が特定・通知・公表等されているか確認
 - ✓ されていれば、目的内利用
 - ✓ されていなければ、同意を取得するか個人情報ではなく加工する（ガイダンスP51）
- 個人情報ではなく加工する方法は、
 - ✓ 私立病院：匿名加工情報に加工（法定の加工基準を満たし、公表等の必要有）
 - ✓ 規律移行法人（国公立等）：匿名加工情報に関しては民間みなしルールではなく、公的機関のルールが適用される。法定の加工基準を満たし行政機関等匿名加工情報という特別類型（外部提供用のもの）に該当しなければ、良い。
 - ✓ もっとも、識別禁止等のルールは遵守要。

事例で考える（患者からの請求）

例⑪ 患者からの開示請求

- 個人情報保護法上、本人は自分の保有個人データを見せてくれという法的権利が認められている
- 公立病院は、不開示情報に該当しない限り、開示する法的義務がある
※私立病院と規律移行法人では、開示請求にかかるルールが異なる。以下は規律移行法人に関するルール。
- 不開示情報（法78条1項各号）
 - 一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
 - ✓ 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ✓ イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ✓ ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ✓ ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

事例で考える（患者からの請求）

例⑪ 患者からの開示請求

■ 不開示情報（法78条1項各号）

- ✓ 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - ✓ イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ✓ ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- ✓ 四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- ✓ 五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- ✓ 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

事例で考える（患者からの請求）

例⑪ 患者からの開示請求

■ 不開示情報（法78条1項各号）

- ✓ 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ✓ イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - ✓ ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ✓ ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ✓ ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ✓ ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ✓ ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ✓ ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- ✓ ※上記に該当する場合でも、情報公開条例により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く
- ✓ 2項：行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの

事例で考える（患者からの請求）

例⑫ 患者からの訂正請求

- 個人情報保護法上、本人は自分の保有個人データが**事実でないときは、訂正・追加又は削除**を請求する法的権利が認められている
- 法令により特別の手続が定められている場合を除き、**利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく**必要な調査を行い、結果に基づき訂正・追加又は削除をしなければならない法的義務がある



研究時に気を付けるべき個人情報をめぐるルール

法 + 倫理指針

- 個人情報保護法に加えて、倫理指針等も適用となる
- あわせて遵守が必要

事例で考えると

詳細→https://www.miyauchi-law.com/f/221105optout_research.pdf

例⑬ 自院の自診療科における患者診療録・検査結果等を研究に用いる場合

1. 個人情報保護法

- 利用に該当するので、自院の個人情報の**利用目的**を個人情報ファイル簿や院内掲示・HPから**確認**する
- 研究が利用目的に含まれていて、通知・公表等されていれば、目的**内**利用となり問題ない
- 研究が利用目的に含まれていなくても、個人情報保護法上、以下に該当すれば**適法な目的外**利用であり、本人同意なく研究に利用可
 - ①自身が**学術研究機関等**（学会、大学病院、国立研究開発法人など）であれば、個人情報を**学術研究の用**に供する**目的**で取り扱う必要があればよい。目的の**一部**が学術研究目的である場合も可だが、個人の**権利利益**を不当に侵害するおそれがある場合はNG（法20条2項5号）。
 - ②自身が**学術研究機関等**でなくても、**公衆衛生の向上に特に必要**で本人**同意困難**であれば目的外利用可
 - ✓ 「公衆衛生の向上に特に必要」：医療機関等における臨床症例を、当該医療機関等における**観察研究や診断・治療等の医療技術の向上**のために利用するなど（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A2-15 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/#q2-15）
 - ✓ 「本人同意困難」：本人の**転居等**により有効な連絡先を保有しておらず同意取得が困難であるときや、同意を取得するための**時間的余裕や費用等**に照らし、同意を得ることにより当該研究の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同Q&A2-15）

事例で考えると

例⑬ 自院の自診療科における既存患者診療録・検査結果等を研究に用いる場合

2. 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（第8の1（2）イ（ウ））

■ ①学術研究機関等の場合

- ✓ オプトアウト（＝一定事項を通知又は容易に知り得る状態に置く＋拒否機会の保障）
- ✓ 学術研究目的で当該研究に用いられる情報を取り扱う必要がある場合
- ✓ 研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがない

■ ②学術研究機関等でない場合

- ✓ オプトアウト（＝一定事項を通知又は容易に知り得る状態に置く＋拒否機会の保障）
- ✓ 研究を実施しようとするに特段の理由がある場合であって、研究対象者等から適切な同意を受けることが困難
- ✓ 「特段の理由」：前頁と同じで、医療機関等における臨床症例を、当該医療機関等における観察研究や診断・治療等の医療技術の向上のために利用するなど
- ✓ 「適切な同意を受けることが困難」：前頁と同じで、本人の転居等により有効な連絡先を保有しておらず同意取得が困難であるときや、同意を取得するための時間的余裕や費用等に照らし、同意を得ることにより当該研究の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（倫理指針ガイダンスP86の15・P83の12

<https://www.mhlw.go.jp/content/000946358.pdf>

※試料（血液、体液、組織、細胞、排泄せつ物及びこれらから抽出したDNA等、人の体から取得されたものであって研究に用いられるもの（死者に係るものを含む。））を用いない場合の前提

※他の方法も可能ではある（IC、仮名加工情報（既に作成されているものに限る。）・匿名加工情報・個人関連情報の利用、関連研究棟への同意）

事例で考えると

例⑬ 自院の自診療科における既存患者診療録・検査結果等を研究に用いる場合

3. 1 & 2 をまとめると（やるべきこと）

- 1 & 2 を通して、やるべきことは前頁の通り。
- この場合、2 倫理指針対応をやれば、1 個人情報保護法対応としてやるべきことも包含されている
- 残念ながら、いつも、必ず1 個人情報保護法対応と2 倫理指針対応が同じなように設計はされていないので、例が異なれば、個別に検討要。

事例で考えると

詳細→https://www.miyauchi-law.com/f/221105optout_research.pdf

例⑭ 他院の診療録・検査結果等を取得し、自院の既存情報と合わせて研究

1. 個人情報保護法

- 自院の既存情報の点は、例⑬と同じ
- 他院の情報の取得については、適正に取得する必要があり、かつ要配慮個人情報の取得規制を満たす必要がある（法20条）
 - ✓ 患者同意があればよいが、記録要
 - ✓ 患者同意がない場合、以下①か②アか②イに該当する必要がある。①と②イは例⑬と同じで、②アのみ異なるというか例⑭にあてはまる場合に許容される方法として追加されている。
 - ✓ ①自身が**学術研究機関等**（学会、大学病院、国立研究開発法人など）であれば、個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある。目的の一部が学術研究目的である場合も可だが、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合はNG（法20条2項5号）。
 - ✓ ②自身が**学術研究機関等でない場合**
 - ✓ ア）共同研究先である**学術研究機関等から取得**する場合は、**学術研究目的**で取得する必要がある。目的の一部が学術研究目的である場合も可だが、個人の**権利利益を不当に侵害**するおそれがある場合はNG（法20条2項6号）
 - ✓ イ）公衆衛生の向上に特に必要で本人同意困難であれば目的外利用可

事例で考えると

例⑭ 他院の既存診療録・検査結果等を取得し、自院の既存情報と合わせて研究

2. 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（第8の1（5））

- 次に掲げる全ての事項を確認する
 - (ア) 他院が当院に既存試料・情報を提供するための倫理指針手続（インフォームド・コンセントの内容又はインフォームド・コンセント以外で倫理指針第8の1(3)で認められている措置の内容）
 - (イ) 他院の名称、住所及びその長の氏名
 - (ウ) 他院による当該既存試料・情報の取得の経緯
- オプトアウト（＝一定事項を通知又は容易に知り得る状態に置く＋拒否機会の保障）
- 学術研究機関等であってもなくても同様

※他院側でも倫理指針で求められる手続遵守が必要だが、ここでは割愛

※侵襲、介入を伴わず試料を用いない場合の前提

※他の方法も可能ではある（IC等）

事例で考えると

例⑭ 他院の既存診療録・検査結果等を取得し、自院の既存情報と合わせて研究

3. 1 & 2 をまとめると（やるべきこと）

- 自身が学術研究機関等であれば、
 - ✓ 学術研究目的で取り扱う必要があつて、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
 - ✓ 前スライド（ア）（イ）（ウ）を確認
 - ✓ オプトアウト
- 自身が学術研究機関等でなければ、
 - ✓ ア）共同研究先である学術研究機関等から取得する場合
 - ・学術研究目的で取得する必要があつて、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
 - ・前スライド（ア）（イ）（ウ）を確認
 - ・オプトアウト
 - ✓ イ）それ以外
 - ・公衆衛生の向上に特に必要で本人同意困難
 - ・前スライド（ア）（イ）（ウ）を確認
 - ・オプトアウト
- このように、1 個人情報保護法対応と 2 倫理指针对応とは異なる手続がそれぞれ求められるので、要注意

個人情報とは何か

(1) 個人情報の定義

個人情報の定義

定義

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう（2条1項・2項）。

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- ② 個人識別符号が含まれるもの
※個人識別符号とは、指紋、掌紋、パスポート番号、健康保険証番号等、特定の個人を識別することができるもの

生きている人の情報

誰の情報かわかるもの

POINT

- 個人情報保護法の細かい論点に入り込むと、本質が見えにくくなる傾向も。
- 定義について細かい点を抑えるのは後回しにして、
まずは①生きている人の情報、②誰の情報かわかるものという2つの要件を満たせば個人情報であると理解しよう。

個人情報の定義：生存者

個人情報であるためには、**生存者の情報**であることが必要

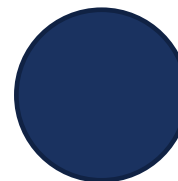
- 民間企業等の法人の情報は、個人情報に当たらない
 - もっとも、法人の役員や従業員の情報は、生存している者の情報であり、個人情報に当たる。

「株式会社はろうの平成28年売上高は、〇円」



個人情報に該当しない
∵ 生きている人の情報ではない

「株式会社はろうの代表取締役社長は、情報太郎である」



個人情報に該当する
∵ 生きている人の情報である

- Cf. プライバシー情報と個人情報は異なる。重要情報・秘密情報でなくても、個人情報に該当する。
- 死者の情報は、原則として個人情報に当たらない
 - もっとも、それが生存者の情報にも該当するような情報、例えば「故情報太郎氏の財産は100億円であり、相続人である情報花子氏が単独で相続する」ことは、個人情報に該当する。
 - 死者の医療情報も、それが生存者の情報にも該当するような場合、個人情報に該当する

引用部分以外 ©COPYRIGHT ©死者弁護士水町雅子 ALL RIGHTS RESERVED. (無断転用等禁止)

個人情報の定義：特定の個人を識別できる

- 誰の情報かわからなければ個人情報には該当しない。
 - したがって、「東京都民の平均年収は〇百万円である」といった情報は、個人情報に該当しない。
- 一方で、誰の情報かわかれば個人情報に該当するため、「氏名が記載されていないければ個人情報に当たらない」という理解は、誤りである。
 - 「うちの会社の社長は四国出身だ」「今の東の関脇は...」「今の阪神の監督は...」「昭和最後の内閣総理大臣は...」
 - 氏名が含まれていなくても、顔写真や指紋があれば、一般に誰の情報かがわかるといえ、個人情報に該当する。
 - また、ユーザIDとだけ結びついている購買履歴であったり、特定のブラウザ情報とだけ結びついているWeb閲覧履歴であったり、匿名のブログに記載された内容であっても、ものによっては、誰の情報かがわかる場合があるので、その場合は個人情報に該当する。いわゆる「特定」。
 - 氏名が記載されていないけれども、誰の情報かわかる場合は意外と多い。
 - 氏名のない医療画像はどうか？カルテ情報はどうか？検査結果はどうか？個人情報／非個人情報の明確な線引きは難しい。

誰のことかわかった



個人情報の定義：特定の個人を識別できる

- さらに、誰の情報かは、その情報単体でわからなくてもよい。
 - 例えば、表1には仮名とだけ結びついているデータがあり、表2には仮名と実名の結びつきのデータがあったとして、表1と表2を困難なく組み合わせることができれば（→容易照合性）、個人情報に該当する。

仮名	乗降履歴
A1	2016年6月20日7時32分 千葉駅
	2016年6月20日8時38分 市ヶ谷駅
	2016年6月20日19時55分 市ヶ谷駅
	2016年6月20日21時3分 千葉駅
B2	2016年6月20日8時35分 新宿御苑前駅
	2016年6月20日8時58分 四ツ谷駅
	2016年6月20日18時3分 四ツ谷駅
	2016年6月20日18時25分 銀座駅
	2016年6月20日23時35分 銀座駅
	2016年6月20日23時53分 新宿御苑前駅

仮名	実名
A1	情報太郎
B2	難波舞

キーワード
容易照合性

個人識別符号

→個人識別符号はそれ単体で個人情報該当

個人識別符号

身体特徴系符号（法2条2項1号符号）

- イ) ゲノムデータ
- ロ) 容貌
- ハ) 虹彩
- ニ) 声
- ホ) 歩行の態様
- ヘ) 静脈
- ト) 指紋又は掌紋

※これらから抽出した特徴情報の組み合わせも含む
※ガイドライン通則編9~11ページ
本人を認証することができるようにしたもの

番号系符号（法2条2項2号符号）

- イ) パスポート番号等
（在留カードの番号、特別永住者証明書の番号含む）
- ロ) 基礎年金番号
- ハ) 免許証番号
- ニ) 住民票コード
- ホ) 個人番号（マイナンバー）
- ヘ) 保険証等の記号、番号及び保険者番号等
- ト) 雇用保険証番号

プライバシー権（判例）

プライバシー権

- ① 私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られる恐れ（私生活性）
- ② 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められること、換言すれば一般人の感受性を基準として公開されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められること（非公開の期待）
- ③ 一般の人々に未だ知られていないこと（非公知性）
- ④ （本人との同定可能性）

宴のあと事件(東京地判昭和39年9月28日判時385号12頁)、防衛庁リスト事件(新潟地判平成18年5月11日判時1955号88頁)、石に泳ぐ魚事件一審判決(東京地判平成11年6月22日判タ1014号280頁) 二審判決(東京高判平成13年2月15日判タ1061号289頁)等

POINT

- 個人情報よりも狭い。非公開の期待＋非公知性が求められる。
- 特殊な個人の感受性ではなく一般人の感受性が基準。もっとも、特殊な情報であっても、一般人がその人の立場に立ったならば非公開を欲する場合は、保護対象となる点に十分留意が必要。

営業秘密（不正競争防止法）

営業秘密

- ① 秘密として管理されている（**秘密管理性**）
- ② 生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって（**有用性**）
- ③ 公然と知られていないもの（**非公知性**）

不正競争防止法2条6項

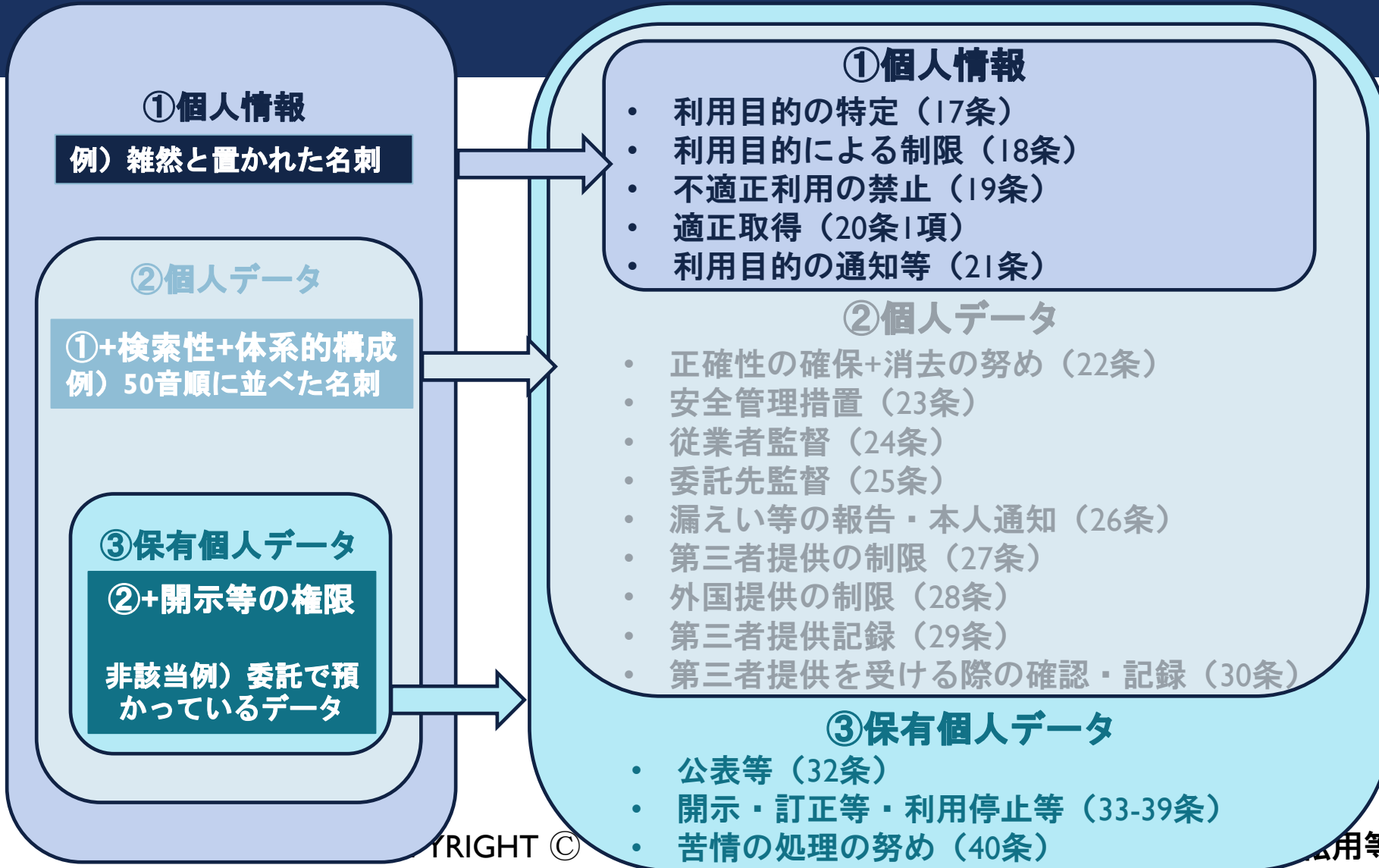
POINT

- 個人情報以外も含む概念だが、個人情報に当たって、かつ営業秘密に当たるものも多数ある
- 顧客名簿の売却などは、不正競争防止法の罰則で処罰されることもある

個人情報とは何か

(2) 個人データ／保有個人データ

個人情報の定義が広いからこそ、規制対象が異なる



- このほかに、以下の規制もある
- 要配慮個人情報の取得規制 (20条2項)
 - 個人関連情報の提供制限等 (31条)
 - 仮名加工情報 (41-42条)
 - 匿名加工情報 (43-46条)

具体例で考える個人情報／個人データ／保有個人データ

例	個人情報か	個人データか	保有個人データか
注文書・注文請書・契約書	○	△	△
→担当者名、社長名等でも個人情報 →一枚でただ紙としてあるだけなら、個人情報ではあるが個人データではないが、顧客別にバインダで綴ったりすれば個人データかつ保有個人データ。			
監視カメラの映像	○	×	×
→映りこんでいる人の氏名がわからなくても基本的には個人情報 →通常は特定の個人が検索できるようになっていないので（除く、顔認証）、基本的には個人データではない。			
社員情報・社員家族情報	○	△	△
→外部情報に限らず社員情報であっても個人情報			
社員の健康診断の結果	○	△	△
→要配慮個人情報に該当。 →一枚でただ紙としてあるだけなら、個人情報ではあるが個人データではないが、対象者別にバインダで綴ったり、データ管理すれば個人データかつ保有個人データ。			



個人情報とは何か

(3) 要配慮個人情報

個人情報の保護の観点

- 情報は、その内容や性質によって、一概に悪い、良いと決められるものではない

内容

- どういう内容かに着目する。例えば、名刺1枚とカルテ情報が同様の取扱いでよいのか。
- **要配慮個人情報**、センシティブ情報、機微情報の議論につながる。
- しかし、病歴（要配慮個人情報）であっても、医療に必要であれば私たちは開示するし、医療従事者の間の共有や、医学研究者による活用も許容。ブログやSNSなどで病状を公開する人も。

文脈

- どういう文脈で個人情報が取り扱われるかに着目する。例えば、治療なのか、興味本位なのか。
- **利用目的**の議論につながる。
- 名刺情報であっても、挨拶なのか、必要な情報の送付のためなのか、不要な勧誘電話のためなのか。
- 江沢民事件

検索性

- 利活用の程度、被害のおそれの程度に着目する。
- **個人データ**、個人情報データベース等、**マイナンバー**の議論につながる。

要配慮個人情報

要配慮個人情報

人種	本人の人種（法2条3項）	
信条	信条（法2条3項）	例) 政治的思想
社会的身分	社会的身分（法2条3項）	
障害・健康等	障害（法2条3項、政令2条1号） 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害*があること	例) 療育手帳を交付され所持している
	病歴（法2条3項）	例) ガンに罹患
	診療等（法2条3項、政令2条3号） 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと	例) インフルエンザのため、2月11日にA病院内科を受診した
	健康診断等の結果（法2条3項、政令2条2号） 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（「医師等」）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（「健康診断等」）の結果	例) 健康診断の結果、ストレスチェックの結果、特定健康診査の結果

要配慮個人情報

要配慮個人情報

犯罪等	犯罪の経歴（法2条3項）	例)強盗の前科2犯
	刑事事件（法2条3項、政令2条4号） 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと	例)窃盗を被疑事実として逮捕された
	少年事件（法2条3項、政令2条5号） 本人を少年法3条1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと	例)少年時代に傷害で審判を受けた
犯罪被害	犯罪により害を被った事実（法2条3項）	例)空き巣に入られた

法律による規制

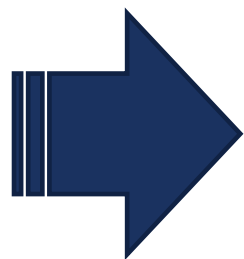
- 原則として本人の同意を得て取得・提供
 - 実務的には、**オプトアウトによる第三者提供・取得の禁止**（27条2項・20条2項）

具体例で考える要配慮個人情報

例	個人情報か	個人識別符号か	要配慮個人情報か
履歴書の賞罰欄に記載された前科	○	×	○
→本人の意思で記載しているのであれば、会社は、本人同意に基づき取得できる。			
保険証の情報	○	○	△
→保険証の情報事態は法律上は要配慮個人情報ではないが、マル障受給者証などは要配慮個人情報。			
ガン治療中の情報	○	×	○
→要配慮個人情報			
風邪やものもらいで受診した	○	×	○
→特に知られたくない傷病名でなくとも、要配慮個人情報			

具体例で考える要配慮個人情報

例	個人情報か	個人識別符号か	要配慮個人情報か
健康診断を受けた → 受けた事実だけでは、要配慮個人情報ではない	○	×	×
健康診断の結果 → 健康診断の結果になると、要配慮個人情報	○	×	○
身長、体重、体温データ → 健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は、要配慮個人情報ではない	○	×	△



- 要配慮個人情報に該当したとしても、**オプトアウト**していなければ、影響は基本的には受けないが、学術研究機関等といっても適用除外されないため、適法に取得できるのか事前に条文を要確認。
- 本人から問診票や口頭で聞き取った場合、同意があると考えられる。緊急時に親族から病歴を聞き取ることも可（法20条2項1号）

匿名加工情報 /仮名加工情報

自社・他者の持つ個人情報等をより容易に活用できる仕組みだが
匿名加工は想像より難しい

匿名加工情報

匿名加工情報

概要

- ◆ 個人情報を匿名加工する
- ◆ **誰の情報かわからなくさせる**ことで、個人（消費者等）を保護
- ◆ 個人情報ではなくなり、簡単な手続で、内部での利活用や外部提供が可能

注意点

- ◆ 個人情報保護法の対象外となるわけではない。
すなわち、一切のルールが課されないわけではなく、一定のルールに従う必要がある。
もっとも、そんなに大変なルールではない。
- ◆ 法定の加工基準を満たす必要があるが、法定基準が**厳格かつ抽象的**。
自分が利活用したいデータが厳格な加工を施せるものか、適したものかを十分検討する必要がある。

具体的にはどのようなデータか？

個人情報の状態（例）

生の個人情報	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
水町雅子	千代田区五番町2	1983/10/23	女性	300-400万	既婚	なし
水町雅男	千代田区五番町2	1984/05/03	男性	300-400万	既婚	なし
難波舞	千代田区霞が関3-1	1970/06/18	女性	800-900万	独身	なし
番号太郎	千代田区麴町1-2	1963/09/25	男性	500-600万	既婚	あり
千代田一郎	千代田区神保町2-3-5	1997/10/10	男性	5000万-5500万	独身	あり

抽象化情報	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
—	千代田区五番町2	1983/10	女性	300-400万	既婚	なし
	千代田区五番町2	1984/05	男性	300-400万	既婚	なし
	千代田区霞が関3	1970/06	女性	800-900万	独身	なし
	千代田区麴町1	1963/09	男性	500-600万	既婚	あり
	千代田区神保町2	1997/10	男性	5000万-5500万	独身	あり

削除

番地以下削除

年齢・月齢情報を保持したうえで日の削除

千代田区神保町2のデータは、氏名等を加工しても、誰の情報かわかるおそれあり

個人情報の状態（例）

仮名加工情報

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
—	千代田区五番町2	1983/10	女性	300-400万	既婚	なし
	千代田区五番町2	1984/05	男性	300-400万	既婚	なし
	千代田区霞が関3	1970/06	女性	800-900万	独身	なし
	千代田区麴町1	1963/09	男性	500-600万	既婚	あり
	千代田区神保町2	1997/10	男性	5000万-5500万	独身	あり

削除

番地以下削除

年齢・月齢情報を保持
したうえで日の削除

財産的被害のおそれ？
どう加工すればよいか？

匿名加工情報

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
—	千代田区五番町2	1983/10	女性	300-400万	既婚	なし
	千代田区五番町2	1984/05	男性	300-400万	既婚	なし
	千代田区霞が関3	1970/06	女性	800-900万	独身	なし
	千代田区麴町1	1963/09	男性	500-600万	既婚	あり
	千代田区神保町2	1997/10	男性	2000万超	独身	なし

削除

部分以外

番地以下削除

©

年齢・月齢情報を保持
したうえで日の削除

RIC

上位・下位5%丸め処理

その他特異データの削
除、ノイズ付加等

個人情報の状態（例）

統計情報

住所	年齢構成	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
千代田区五番町	高め（平均X）	男性55%	平均700万	既婚75%	あり55%
千代田区霞が関					
千代田区麴町					
千代田区神保町					

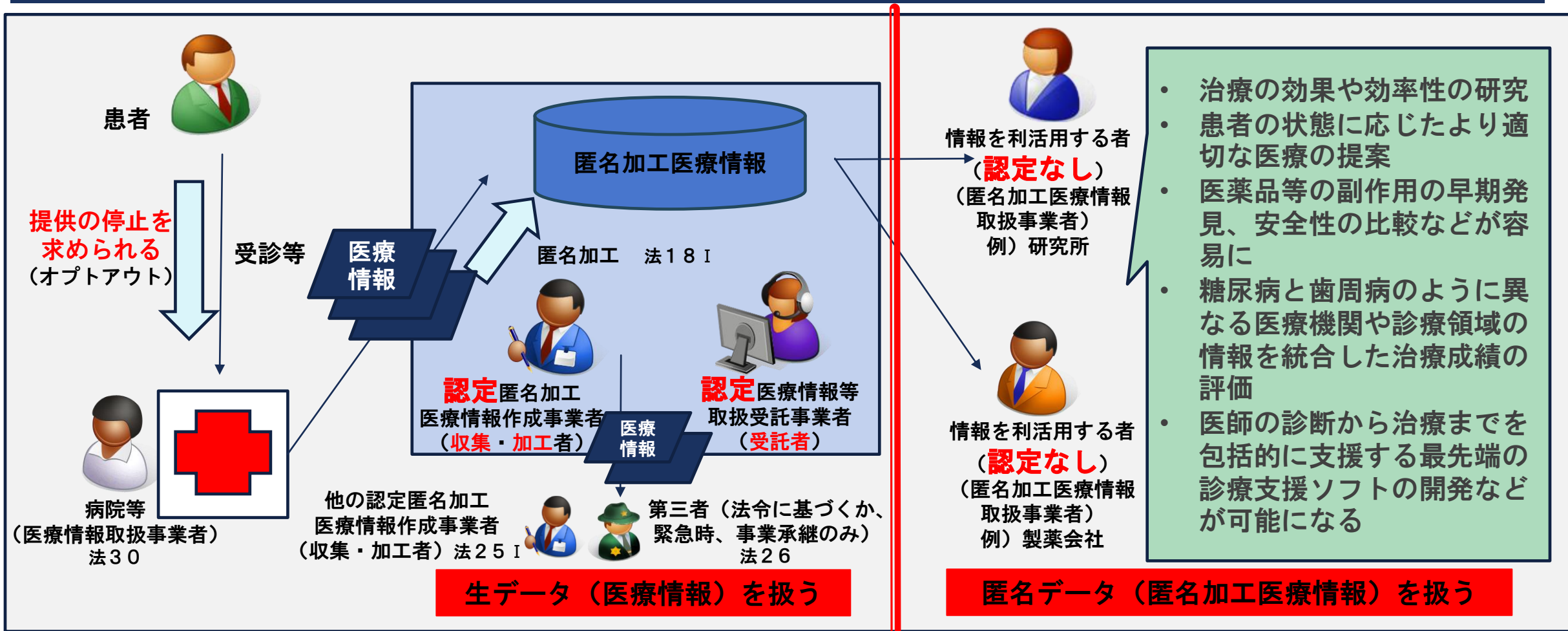
必ずしもここまで丸める
必要はない

統計情報の場合、レコードが1になってはダメ。統計によって、3以上、5以上、10以上などのルールあり。



次世代医療基盤法

次世代医療基盤法の全体イメージ



まとめ

- 個人情報取扱フェーズとして「取得」「利用」「提供」を分けて考える
- 同意なく目的外利用・第三者提供・要配慮個人情報の取得ができる場合は、ある程度共通化されている
 - 人の**生命・身体・財産の保護に必要**で、**同意困難**（法18条3項2号・27条1項2号・20条2項2号）か
例）意識不明、本人同意が困難な中病状等を家族から聞き取る必要がある
 - **公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要**で、**同意困難**（法18条3項3号・27条1項3号・20条2項3号）か
例）児童虐待対応
 - **法令**に基づく場合（法18条3項1号・27条1項1号・20条2項1号）など
例）令状に基づき警察へ提供
- 研究時は、個人情報保護法 + 倫理指針双方遵守が必要
- 国民の個人情報意識が高い。個人情報保護に努めていく必要がある。
- 同時に適切な医療・研究がなされるべきであるが、現状、法スキームが複雑で、医療・研究で現場業務を遂行しつつ複雑な法規制を検討するのが難しい場合も。法スキームの改善要。

参考（公的資料）

- 厚生労働省・個人情報保護委員会
「医療・介護関係事業者における 個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01_iryokaigo_guidance5.pdf
- 文部科学省・厚生労働省・経済産業省
「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001077424.pdf>
- 厚生労働省「地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000621515.pdf>
- 個人情報保護委員会ガイドライン
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

参考（水町作成資料）

- 水町雅子『オプトアウトで臨床研究は可能か
改正個人情報保護法と倫理指針の関係性を踏まえて
市中病院と「学術研究機関等」「公衆衛生向上」』
https://www.miyauchi-law.com/f/221105optout_research.pdf
- 水町雅子「医療情報は活用できるのか」
https://www.miyauchi-law.com/f/220303iryo_cfiec.pdf
- 水町雅子「医療ビッグデータ法（次世代医療基盤法）の概要」
<https://www.miyauchi-law.com/f/170828iryobigdata.pdf>

THANK YOU

<http://www.miyauchi-law.com>

宮内・水町IT法律事務所
弁護士 水町 雅子
電話 → 03-5761-4600
メール → osg@miyauchi-law.com